

告訴状

2026年1月27日

津地方検察庁検察官様

告訴人

【1】告訴人

- ・三重県津市〇〇〇〇 〇〇番地〇〇
- ・〇〇〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇〇)
- ・警備業 SPnet 代表
- ・〇〇年〇月〇日生
- ・Tel : 〇〇〇〇, Fax : 〇〇〇, Mail : 〇〇〇〇

【2】被告訴人

①〇〇〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇〇)

- ・津市〇〇総合支所 〇〇長
- ・津市〇〇総合支所 〇〇課〇〇長兼務

②〇〇〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇)

- ・津市〇〇課 〇〇主幹
- ・元 津市〇〇総合支所 〇〇長

③〇〇〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇〇)

- ・津市〇〇総合支所〇〇課 〇〇主幹

④〇〇〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇〇)

- ・津市〇〇課〇〇主幹
- ・元 津市〇〇総合支所〇〇課 〇〇主幹

⑤〇〇〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇〇)

- ・津市〇〇事業所所長

※津市〇〇総合支所

- ・三重県津市〇〇町〇〇
- ・〇〇課電話：〇〇-〇〇
- ・〇〇課総務電話：〇〇-〇〇

●被告訴人の役職と業務

被告訴人 ①〇〇, ②〇〇, ③〇〇, ④〇〇は
〇〇総合支所警備業務委託のその年度の仕様書の内容を定め、
その仕様書に基づいて、
業務受託者である警備業者にその業務を行わせる。

⑤〇〇は 〇〇総合支所に同居する〇〇事業所の所長として、
〇〇事業所の作業を統括。
①～④をして〇〇事業所の定期的な深夜作業に伴う職員の出入りについて
警備員にその対応を行わせる。

●告訴人と被告訴人の関係

告訴人〇〇は

- ・2024年5月1日～2025年4月30日、
津市より津市〇〇総合支所警備業務を受託。
- ・①〇〇～④〇〇の定めた2024年度の仕様書に基づき、
①～④の指示命令のもと
受託した〇〇総合支所宿日直業務を警備員とともにを行う。

【3】告訴の概要

被告訴人は〇〇総合支所警備業務の内容（仕様書）を毎年定め、
その定められた仕様書に基づき
その年度の業務受託警備業者である告訴人を
指揮命令してその業務を行わせる権限を持つ。

しかし、その権限を濫用し、自ら定めた仕様書に含まれていない業務を
「仕様書に含まれている業務だ」として告訴人にその業務を行わせた。

このことにつき、疎明資料（資料1～資料11）を用いて以下に説明する。

【4】告訴の内容について

●行為

- a. ①〇〇、②〇〇、③〇〇、④〇〇、⑤〇〇 は
 - ・共謀してまたは共力して
 - ・「〇〇総合支所庁舎に同居する津市の〇〇部門である〇〇事業所の定期的深夜作業担当職員の庁舎深夜出入に対する警備員の深夜対応業務」を
 - ・「それが仕様書の内容に含まれないこと」を認識・認容しながら
 - ・「それが仕様書の内容に含まれている」として、
 - ・告訴人〇〇にその業務を指示命令して行わせ、法律上の義務なきことを行わせた。

- b. 「上記業務が仕様書の内容に含まれていたとしても、それが違法または公序良俗に反し契約内容として無効であること」を告訴人〇〇に指摘されたあとも「そうであるかもしれない」と認識・認容しながら
 - ・告訴人〇〇にその業務を指示命令して行わせ法律上の義務なきことを行わせた。

※注.津市〇〇総合支所警備業務について

- ・いわゆる断続的労働である。（資料6「7.業務時間」）
- ・業務受託者（警備業者）がこの業務に労働者を配置するには労働基準監督署に断続的労働に従事する者に対する適用除外許可を申請し、許可を得なければならない。
- ・許可要件に「深夜に継続して4時間以上の睡眠が得られること」がある。
- ・〇〇事業所の定期的深夜作業担当職員に対する警備員の対応業務がこの要件に反すれば、その業務が仕様書の内容として定められ契約内容となっていても、その契約内容が違法 or 公序良俗に反するものとなり、無効となる。

※注.〇〇事業所の定期的深夜作業について

- ・ここで問題としている「〇〇事業所の深夜作業」とは
「水道管破裂漏水という突発的・臨時的な深夜作業」ではなく、
「予め計画された深夜作業」である。
- ・この作業は金曜日の深夜～土曜日の早朝にかけて行われる。

※資料 1.津市〇〇庁舎深夜職員出入り記録（23 時～翌 6 時）

- ・警備員が記録。

※資料 2.警備室カウンター備付けの出入管理簿（出入り職員の任意記載）

- ・2024.4.6～2025.1.26
- ・〇印：〇〇事業所職員、◎印：〇〇事業所職員深夜出入り。
- ・深夜作業が突発的なものでなく定期的なものだと分かる。
- ・出入り職員の任意記載のため、全ての出入りを網羅せず。
詳しくは〇〇事業所の作業予定・実施記録を調査されたい。

●適用条項

- ・刑法第 193 条 公務員職権濫用罪
- ・共謀共同正犯，教唆版，幫助犯

【5】犯罪の成立について

●①〇〇，②〇〇，③〇〇，④〇〇，⑤〇〇 の権限

①〇〇，②〇〇，③〇〇，④〇〇 は

- ・委託警備業務契約の内容となる仕様書を定め、
- ・その仕様書に基づき受託警備業者に業務を命じ、
それに従わなければ契約違反を主張しその業務を強制することができる。

※注.仕様書の内容は津市役所調達契約課が決めるのではなく、

業務発注担当者である各総合支所で決める。

（2025.1.17 津市調達契約課回答）

⑤〇〇は

- ・〇〇支所庁舎に同居する事業所の長として
自らの事業所が行う深夜作業担当職員の深夜出入りについて、
その対応を警備員にさせることを
①〇〇～④〇〇を通じ告訴人〇〇に対し
間接的に命じ強制することができる。

●職権の濫用

(1) 「〇〇事業所の定期的深夜作業担当職員の深夜出入に対する警備員の対応」
は 2024 年度の仕様書の内容に含まれていない

①〇〇, ②〇〇, ③〇〇, ④〇〇 は

「〇〇事業所の定期的な深夜作業にともなう担当職員の深夜出入りに対し
警備員が対応することは

“ 予定できない突発的業務 ” であり
2024 年度の仕様書の内容に含まれており、
業務内容として問題はない」とする。

※資料 3. 「〇〇支所〇〇課 令和 6 年 12 月 4 日回答」

※資料 4. 「SPnet 2024.11.8 職員の深夜残留・出入についての善処依頼」

※資料 5.

「SPnet 2024.10.28 〇〇総合支所警備業務の現況とその改善指示依頼」

しかし、

「〇〇事業所の定期的深夜作業にともなう、担当職員の出入りに対し
警備員が対応すること」は次の a ~ c で説明するように
2024 年度の仕様書には定められていないし、
これを 2024 年度の仕様書から読み取ることもできない。

a. 「水道事業所に関する業務」という仕様書の記載について

(受付等業務詳細 / 仕様書 5 業務内容 (2) / 5.水道施設の故障及び漏水
対応)

※資料 6. 「2024 年 (令和 6 年) 度津市〇〇庁舎警備業務委託仕様書」

「水道施設（浄水場等）の故障時には、
音声アンウンスによる連絡があるため、
上下水道事業局〇〇事業所職員へ連絡を行う。
市民から水道管の破裂、漏水等の連絡がある場合も同様に連絡する。」
(参考：R5年度実績 101件)

これは水道障害自動電話対応についての記載で
「〇〇事業所の定期的作業立会職員の深夜出入り」についての記載ではない。

b. 「非常事態時の対処」という仕様書の記載について
※警備業務詳細 / 仕様書5業務内容（1）「非常事態時の対処」

（仕様書の要旨）

- ・火災等の非常事態の発見・通報受理の場合の初期消火・関係機関等への連絡。
- ・消防本部から〇〇支所管内での火災発生の連絡があった場合の担当職員への連絡。
- ・台風接近時の窓、ドアの施錠確認、台風通過時の被害状況の確認。
- ・地震発生時の来庁者の避難誘導、施設の被害状況の確認。

ここに「〇〇事業所の定期的深夜作業立会職員の深夜出入り」を含めるのは「文言上の無理」がある。

そもそも、「非常事態時の対処」とは
「警備員が対処しなければ方法のない緊急の場合」のこと。

「〇〇事業所の定期的深夜作業立会職員の深夜出入り」については
「台風、火災、地震などの緊急の場合」ではないし、
彼らに警備室側出入口の鍵を貸し出して「各自に出入り・退出させれば済む」ことである。
断続的労働の適用除外許可の要件である「夜間の連続した4時間睡眠」を害し、違法労働をさせてまで警備員にやらせなければならない緊急業務ではない。

c.仕様書の記載から「予定できない突発的業務」を導き出す論拠について

2024年度の仕様書を見る限り

「〇〇事業所職員の定期的深夜作業担当職員の深夜立入に対して警備員が対応すること」は警備業務の内容に含まれていない。

そのため、「これら業務は 仕様書の範囲内であるから業務内容として問題はない」とするには、

「仕様書のどの部分に記載されている業務であるのか」、または「仕様書の業務内容から必然的に必要とされる業務であること」を示さなければならない。

しかし、①〇〇、②〇〇、③〇〇、④〇〇 はそれをせず、

論拠不明な「予定できない突発的業務」というものを持ち出して解決しようとしている。

これは仕様書の内容を定め、

その仕様書の内容となっている業務を行わせる権限の濫用である。

また、論拠不明な「予定できない突発的業務」というものを持ち出して解決しようとしているところに「それが仕様書の内容に含まれていない業務であること」の認識・認容を認定できる。

(2) 「〇〇事業所の定期的深夜作業担当職員の深夜出入に対し
警備員が対応する業務」が仕様書の内容であるとしても、
その内容が「違法または公序良俗に反すれば」
法律上無効となる。

①〇〇、②〇〇、③〇〇、④〇〇 は

「その業務は仕様書の範囲内のものであるから業務内容として問題はなく、
断続的労働の適用除外許可の要件である夜間の4時間睡眠を害しても
断続的労働の許可要件に反するものではなく違法ではない」とする。

※資料3「〇〇支所〇〇課 令和6年12月4日回答」

つまり、

イ.その業務は「予定できない突発的業務」として仕様書の範囲内のもの。

ロ.その業務は契約内容に含まれる。

ハ.その業務により断続的労働の適用除外許可の要件に反しても違法ではない。

上述のようにイの論拠に妥当性はないが、
イを正しいとしてもロとハがつながらない。

ロとハをつなげるには

「その契約内容である業務が適用除外許可の要件に反しても違法とならない合理的な理由」が必要になる。

①〇〇, ②〇〇, ③〇〇, ④〇〇 はこれを示さず

「仕様書（契約）の内容となっているから違法ではない（問題はない）」という前近代的論法を持ち出す。

これは仕様書の内容を定め、その内容に基づいて業務を指示・命令する権限の濫用である。

また、このような前近代的論法を持ち出すことに

「それが仕様書の内容に含まれていたとしても、違法・公序良俗に反するものとして無効になること」の認識・認容が読み取れる。

●結果の発生

告訴人〇〇は

契約上義務のない「〇〇事業所の定期的深夜作業担当者の深夜出入対応」を行わされた。

※資料 1.津市〇〇庁舎深夜職員出入り記録（23 時～翌 6 時）

※資料 2.警備室カウンター備付けの出入管理簿（職員の任意記載）

【6】処罰の必要性・処罰意思

次の a ~d により処罰の必要性があると考えられる。

a.津市公契約条例による津市職員としての責務

●津市公契約条例（抜粋 / 下線は告訴人〇〇）

・目的(1条)

「この条例は、公契約における業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。」

・基本方針(3条)

「公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- 1.労働者の適正な労働環境を確保すること
- 2.品質及び適正な履行を確保すること
- 3.入札及び契約の公正性、透明性及び競争性を確保すること
- 4.不正行為を防止すること
- 5.地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること

・本市の責務(4条)

「本市は、前条に定める基本方針に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

- 2 本市は、受注者等が労働者の適正な労働環境を確保し、及び公契約を適正に履行するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本市は、公契約に関し説明責任を果たすとともに、不正行為を未然に防止し、並びに適正な契約行為及び履行が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。
- 4 本市は、公契約の性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を選択しなければならない。
- 5 本市は、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するため、

取引の実例価格、需給の状況等を考慮し、
予定価格、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。

- 6 本市は、予算の適正かつ合理的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展のため、公契約に係る業務等の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、公契約の適正な発注に努めなければならない。

※資料 7.津市公契約条例

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1522737345470/index.html>

●津市職員の責務

以上のように津市とその業務を行う津市職員には
委託した業務につき「労働者の適正な労働環境を確保する」責務があり、
契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。

しかし、①〇〇、②〇〇、③〇〇、④〇〇、⑤〇〇 は
このような津市職員としての責務を負いながら、
「仕様書の内容に含まれていない業務」または「それが仕様書の内容に含まれ
ているとしても、その違法性・反公序良俗性が問題となり契約上無効となる可
能性のある業務」を
「そうである・そうかもしれない」と認識・認容しながら、
論拠不明な「予定できない突発的業務」というものを持ち出し、
さらには「それが仕様書の内容に含まれていれば合法である」という前近代的
論法を使って
告訴人〇〇にその業務をさせた。

このような無理な説明をすることに、
「無理な説明でも押しきれる、今まで押し切ってきた、これからも押し切ろ
う」という反社会性が見て取れる。

- b. ③〇〇は「全て臨時の突発的作業です」と付け加えた。

〇〇事業所の定期的深夜作業担当職員に対する深夜の警備員の対応業務が

「仕様書に含まれるかどうか」または「それが含まれるとても違法または公序良俗に反し無効であるかどうか」は別にして、
実際には警備員がその業務をやらなければならなかつた。

この業務は 2024 年度の仕様書に明記されていなかつたので、
告訴人〇〇のした断続的労働の適用除外許可申請には含められていない。
このままでは〇〇が労働基準法違反となるので、
〇〇はこの業務を含めて再度の適用除外許可申請をすることにした。

そこで、告訴人〇〇は ①〇〇, ②〇〇, ③〇〇, ④〇〇, ⑤〇〇 に対し、
適用除外許可再申請に必要な資料として
「〇〇事業所の今までの深夜作業件数」の資料提出を求めた。

①〇〇, ②〇〇, ③〇〇, ④〇〇, ⑤〇〇 からの回答は
「2023 年度実績 30 件, 2024 年度(～1 月)実績は 33 件」

※資料 8.

「令和 7 年 1 月 24 日
〇〇事業所職員の深夜出入りに関する資料について (回答)」

※資料 9.

「SPnet 2025.01.20 監督署への許可再申請に必要な資料をお願いします」

この後、すぐに③〇〇 から告訴人〇〇に次のような電話があつた。
『そこに書いてある作業件数はすべて突発的臨時的なものです。』

多分、①〇〇 に指示されたのだろう。
「突発的なものか予定されていた定期的なものか」は〇〇事業所の作業内容記録を見れば簡単に判断できる。

それを「突発的なもの」だと慌てて電話をしてくるところに、「真実を隠そうとする意図」が見て取れる。

このことからも、①〇〇, ②〇〇, ③〇〇, ④〇〇 は
「〇〇事業所の深夜作業が予定されていた定期的なものであること」、
「その作業担当職員の深夜出入りに警備員が対応する業務」は「仕様書に含ま

れる業務であると説明できないこと」を充分に認識・認容していたと言える。

c.2026年度の仕様書も変更なし

2024年度にこれほど問題になった「〇〇事業所の定期的深夜作業担当職員の深夜出入に対する警備員の深夜対応」について2025年度の仕様書には何の記載もなかった。

※資料11.「2025年（令和7年）度津市〇〇庁舎警備業務委託仕様書」

2025年度の仕様書のどこかに「〇〇事業所の定期的または臨時の深夜作業担当職員の深夜出入に対して警備員はその対応を行うこと」という記載を入れておけば、

「その業務内容が断続的労働の適用除外許可要件に反し違法または公序良俗に反し無効であるかどうか」の問題は別にして、とにかく「仕様書に記載されている業務である」と説明できる。

しかし、それをせず2024年度と同じ内容の仕様書としたことはそれを書けば、

- ・「2024年度の仕様書にはその業務が含まれていなかった」と主張され、
- ・さらに、「2025年度仕様書に含めた」その業務の違法性と反公序良俗性が問題になることを懸念したからであろう。

さらに、2025年度の仕様書も

「何年も使い古された今まで通りの内容」とすることで、「〇〇事業所の定期的な深夜作業にともなう警備員の深夜対応業務は突発的業務として仕様書の内容に含まれると解釈され、それが行われてきた」と逃げるためだろう。

ここにも、①〇〇、②〇〇、③〇〇、④〇〇の
「それが予定できない突発的業務として2024年度の仕様書の内容に含まれると説明できること」と「それが2024年度の仕様書の内容であると説明できても、その違法性や反公序良俗性により無効となること」についての認識・認容を認定できる。

d.長年にわたる違法労働

○○総合支所警備業務委託の仕様書の内容は何年も変わっていない。

○○事業所の定期的深夜作業は何年も行われている。

受託警備業者は何年もその深夜対応を行わせられてきた。

①○○, ②○○, ③○○, ④○○, ⑤○○ は

仕様書の内容を定め、その仕様書に基づいて受託者に業務を行わせるという職権を濫用し、長年にわたり業務受託者に契約上義務なきことを行わせてきたと思われる。

※資料 10. 「2023 年（令和 5 年）度津市○○庁舎警備業務委託仕様書」

・「2023 年度以前の仕様書も同じ内容であること」は調査されたい。

委託契約を管掌する津市調達契約課は

『仕様書の内容は各支所が決めるので、

その業務が仕様書の内容に含まれるかどうか、

その業務が契約上義務なきことかどうかは○○支所と話し合って決めて欲しい。』と逃げる。

○○支所は『それは予定できない突発的業務として仕様書の業務内容に含まれ、契約内容になっているから違法性や反公序良俗性は問題にならない』と突っぱねたまま。

○○事業所は『自分たちは店子なので関係ない。その問題は大家さんである支所と話し合ってくれ。』と「知らん顔」。

彼らには

「仕事をやらせてもらっている業者が何を偉そうに文句を言うのか！」という「お上」意識がある。

「自分たちの仕事が楽になるように、受託者に義務なきことを当たり前のように押しつける」という「支配者意識」がある。

そして、何の反省もなく今まで、現在も、これからもその職権を濫用し当然のように受託者に義務なき業務を行わせていくだろう。

特に〇〇支所ではこの支配者意識が強い。
市町村合併前の地域的風潮なのか？

社会正義の実現のためにも「彼らを刑法犯で糾弾すること」が強く望まれる。

-※以上の経緯については以下も参照されたい。

○警備員の杜 / 続「連続した4時間の睡眠を害する業務」

<https://keibiinnomori.spnet.biz/2025/01/03/post-1349/>

○警備員の杜 / 間違いだらけの「警備員の宿直業務」

<https://keibiinnomori.spnet.biz/2024/06/15/post-834/>

○警備員の杜 / 間違ったままの「警備員の宿直業務」

<https://keibiinnomori.spnet.biz/2025/02/15/post-1688/>

※添付

- ・資料 1. 津市〇〇庁舎深夜職員出入り記録（23時～翌6時）
- ・資料 2. 警備室カウンター備付けの出入管理簿（出入り職員の任意記載）
- ・資料 3. 「〇〇支所〇〇課 令和6年12月4日回答」
- ・資料 4. 「SPnet 2024.11.8 職員の深夜残留・出入についての善処依頼」
- ・資料 5. 「SPnet 2024.10.28
〇〇総合支所警備業務の現況とその改善指示依頼」
- ・資料 6. 「2024年（令和6年）度津市〇〇庁舎警備業務委託仕様書
- ・資料 7. 津市公契約条例
- ・資料 8. 「令和7年1月24日
〇〇事業所職員の深夜出入りに関する資料について（回答）」
- ・資料 9. 「SPnet 2025.01.20
監督署への許可再申請に必要な資料をお願いします」
- ・資料 10. 2025年度津市〇〇庁舎警備業務委託仕様書
- ・資料 11. 2023年度津市〇〇庁舎警備業務委託仕様書

以上